

海浜公園有料公園施設の指定管理者の指定について

1 管理を行わせる施設

名称 海浜公園有料公園施設

所在地 芦屋市浜風町2番1

2 指定管理者

名称 OGS・エスキューブ・NBS芦屋海浜公園水泳プール共同事業体

所在地 大阪府中央区備後町三丁目6番14号

代表者 株式会社オージースポーツ

代表取締役社長 新家谷 隆夫

3 指定期間

平成26年6月1日から平成31年3月31日まで（4年10月間）

4 指定管理者選定の経過

(1) 募集について

ア 周知方法	「広報あしや」9月1日号及び芦屋市ホームページ	
イ 募集要項配布期間	平成25年9月2日から平成25年9月13日まで	
ウ 現地説明会	平成25年9月13日	
エ 申請受付期間	平成25年9月24日から平成25年10月4日まで	
オ 申請法人等 (50音順)	特定非営利活動法人芦屋水練学校 公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団 OGS・エスキューブ・NBS芦屋海浜公園水泳プール共同事業体 スポーツクラブNAS株式会社 ビバ・オリックスグループ 株式会社明治スポーツプラザ	／計6法人等

(2) 選定について

ア 指定管理者選定委員会の設置

委員長 朝沼 晃 内北浜法律事務所 弁護士

副委員長 岡田 明 甲南女子大学 副学長

委員 遠藤 尚秀 新日本有限責任監査法人 公認会計士

委員 高原 利栄子 近畿大学経営学部 准教授

委員 比嘉 悟 芦屋大学 副学長

イ 委員会の開催

第1回（平成25年8月13日） 募集要項について説明，選定基準及び
審査要領について協議及び決定

第2回（平成25年10月17日）書類審査

第3回（平成25年11月1日）面接審査及び候補者の選定

(3) 選定基準について

「89-154頁 採点集計表」の審査項目及び審査基準のとおり

(4) 選定方法について

上記選定基準に基づき，法人等から提出された事業計画書等の書類審査及び面接審査を行い，選定した。

ア 第一次選考

施設の安全対策等，公の施設の管理者としての最低条件として，次の条件のいずれかに該当する法人等は対象外とした。ただし，該当する法人等はなし。

(ア) 単年度の収支計画がマイナスで2千万円を超える法人等

(イ) 経営状態について懸念のある法人等

(ウ) 安定した管理運営ができる物的・人的能力に懸念のある法人等

イ 第二次選考

第一次選考を通過した法人等を対象に面接による審査を行い，その後，海浜公園水泳プール指定管理者選定基準に基づいて採点し，指定管理者の候補者を選定した。

(5) 審査結果（1,000点満点）

OGS・エスキューブ・NBS 芦屋海浜公園水泳プール共同事業体	804点
スポーツクラブNAS株式会社	761点
B	744点
C	735点
D	733点
A	561点

芦屋市都市公園 海浜公園水泳プール

指定管理者募集要項

平成25年8月

芦屋市教育委員会社会教育部スポーツ推進課

1 指定管理者の募集について

本市では、海浜公園水泳プールの指定管理者の指定に当たり、広く事業者を公募し、管理運営について創意工夫のある提案を募集します。

2 対象施設の概要

芦屋市都市公園条例に規定する海浜公園（有料公園施設に限る。以下「海浜公園水泳プール」という。）

(1) 名称及び所在地

ア 名称 海浜公園水泳プール及び駐車場
イ 所在地 芦屋市浜風町2番1

(2) 施設概要

ア 敷地面積 14,346.75㎡
延床面積 2,007.52㎡
イ 施設内容 屋内施設(温水プール)
屋内プール 25m×6コース 水深1.1m～1.2m
幼児用プール 72㎡ 水深0.5m
採暖室 12㎡
ジャグジー 3㎡
多目的室, 救護室
男子更衣室(ロッカー161個), 女子更衣室(ロッカー155個),
障がい者更衣室(ロッカー4個, シャワー1箇所, 車椅子対応トイレ1箇所)
シャワー室(男女各6ブース), 靴箱192個
屋外施設
屋外プール 50m×9コース 水深1.2m～1.3m
幼児用プール 34㎡(※簡易プール ユニット型)
屋外更衣棟 416.75㎡
駐車場…85台

3 供用日時

(1) 温水プール(屋内施設)

1月5日から6月30日まで及び9月1日から12月26日まで。ただし、月曜日は休館日(月曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日の場合は開館。翌日以降の最初の平日が休館日)

平日(火～土曜日) 10:00～21:00
日祝日 9:00～18:00

(2) 水泳プール(屋外施設)

7月1日から8月31日まで
平日(月～金曜日) 10:00～18:00
土日祝日 9:00～18:00

(3) 駐車場

駐車場の供用日は、1月1日から12月31日まで、供用時間は、午前0時から午後12時までとする。

※指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て供用日時を変更することができる。

(提案方法は上記日時による提案以外に、指定管理者としての独自の提案をすることができる。)

4 利用料金

(1) 利用料金 (詳細は芦屋市都市公園条例別表第4のとおり。)

① 大人 (中学生以上)

温水プール

一回券…800円

回数券 (11回, 購入日から3か月間有効) …8,000円

1か月券 (購入日から1か月間有効) …6,400円

水泳プール…400円

② 子供 (4才以上小学生以下)

温水プール

一回券…400円

回数券 (11回, 購入日から3か月間有効) …4,000円

1か月券 (購入日から1か月間有効) …3,200円

水泳プール…200円

※指定管理者は、上記の額の範囲内において、市長の承認を得て定めるものとする。

※利用料金については指定管理者の収入とする。

③ 駐車場 30分までごとに100円 (水泳プール及び温水プールの利用者に限り、最初の30分以内

は無料) とする。ただし、午前8時から翌日の午前8時までの間の利用については、1,00

0円の範囲内で規則で定める額を上限とする。

※駐車場については、年間を通して24時間供用することとし、指定管理者となった者は市が指定する駐

車場事業者と業務委託契約を締結すること。その場合指定管理者の収益については、月額4万8千円

の定額収入とする。ただし、初年度については、プール事業開始の平成26年7月からの契約とする。

(2) 利用料金の免除

下記の利用料金の免除を行うこと。

ア 全額免除…次に定める者が海浜公園水泳プールの駐車場を利用するとき。

身体障害者福祉法 (昭和24法律第283号) 第15条の身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和25法律第123号) 第45条の精神障害者保健福祉手帳若しくは療育手帳制度要綱 (昭和48年厚生省次官通知第156号) の規定による療育手帳の交付を受けている者又はこれらの者を介護する者が運転する自動車を駐車するとき。

イ 半額免除…次に定める者が海浜公園 (温水プール) を利用するとき。

(ア) 市内に居住する65歳以上の者

(イ) 市内に居住する身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている者及び同手帳に第1種の記載のある者の介護者1人

(ウ) 市内に居住する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及び介護者1人

(エ) 市内に拠点を置く福祉団体が使用するとき。

ウ 3割免除

(ア) 市又は教育委員会が主催して事業又は行事を行うとき。

(イ) 市立学校園が全校行事を行うとき。

※指定管理者は、市長が定めた上記基準に該当する場合のほか、市長の承認を得た場合は、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

5 運営方針

海浜公園水泳プールは安全を重視した公の施設として市民の平等、公平な利用を基本とし、施設を最大限活かし、市民の暮らしの質を高めるとともに健康増進に寄与することを目的とします。

6 指定管理者の指定期間

平成26年6月1日から平成31年3月31日まで (4年10ヶ月間)

ただし、平成26年4月から6月は大規模施設整備改修工事を予定しているため、その期間中は閉場とします。これによりプール事業開始は平成26年7月1日からとし、前月の平成26年6月は事業開始のための準備期間に充てるものとします。工事に係る予算等の手続の承認等については、市議会の議決を得て実施することが前提となるため、工事の日程及び工事実施が変更になる場合があります。この場合別途協議するものとします。また、この大規模施設整備改修工事に係る閉場期間の休業補償は行いません。

7 指定管理者が行う業務

運営方針を反映した指定管理業務を行うこととします。

(1) 施設の使用の許可に関する業務

(2) 施設全般の管理運営に関する業務

ア 施設の経営マネージメント業務

イ 施設の総務・経理業務

ウ 施設の集客促進業務

エ 防火管理

オ 備品の管理

カ 事業報告書の作成及び提出

キ その他施設の管理運営に関する事項

(3) プールの管理運営に伴う業務

ア 受付、案内、改札

イ 利用料金の徴収

ウ 利用者の誘導、整理、安全確保

エ 遊泳監視

オ 水質管理、衛生管理

カ 傷病者等の救護措置、状況報告等

キ 利用者の集計及び報告

ク 業務日誌の作成及び月報の提出

(4) 建物及び附属設備の維持管理業務

(市が行う工事等の期間中は、工事箇所を除くものとする。)

ア 運転監視及び保安業務

各施設を安全かつ効率よく運転・監視するとともに、適切な保安業務を実施すること。

イ 清掃等

常に施設の環境を良好に保つこと。

ウ 建物の維持管理

常に建物の維持管理に留意すること。

エ 設備・機械等の保守点検

必要に応じ、設備・機械等の保守点検を実施すること。

オ 駐車場の管理

混雑時には整理・誘導を行うこと。

カ 消耗品の補充等

施設運営に係る必要な消耗品は、指定管理者において適宜補充、交換等を行うこと。（例：電球の交換など）

(5) 施設を活用した事業の実施（指定管理者の自主事業）

ア 公の施設の趣旨を尊重し、スポーツの普及、振興を図るため、施設を活用した水泳教室等の市民の健康増進につながるような事業を、指定管理者の経費負担により実施すること。

イ 事業の実施に当たっては、事業計画を事前に市に提出し承認を得ること。

常日頃から市民利用者へのアンケート等のニーズ調査に努め、集約した結果を市へ報告するとともに、市と協議の上、可能な限り翌年度事業へ反映するものとする。早期に改善及び実施可能なものについては、随時、速やかに行うものとする。

ウ 自主事業に係る参加費を参加者より徴収し、これを指定管理者の収入とする。

エ 水泳教室等の事業を実施する場合、一般の利用に支障のないように配慮すること。

オ 自主事業のプログラム作成に当たっては、年少者、高齢者及び障がい者に配慮した安全かつ実現可能な創意工夫のある事業を求める。

(6) 事業報告書等の提出

指定管理者は、毎年度終了後、自主事業の状況、利用状況、管理運営状況、利用料金等の収入状況、管理運営に要した経費等の収支状況などを記載した事業報告書を教育委員会に提出するほか、管理運営の状況について、教育委員会が指定した方法により定期的に報告しなければならない。

また、事業計画書の自主事業の進捗、サービス向上策、収支状況、利用状況を記載した指定管理確認表を四半期毎に提出しなければならない。

なお、年度終了後に評価を行い、事業報告書及び年度評価については、公表するものとする。

(7) 市及び教育委員会等の主催等の行事に関する事業

本施設を使用する市及び教育委員会等の主催等の行事及び事業について、積極的に運営の協力を行うものとする。

(8) 財団法人ブルーシー・アンド・グリーンランド財団に関する業務

ア 屋内施設は、財団法人ブルーシー・アンド・グリーンランド財団（以下「B&G財団」という。）より無償譲渡され、「B&G財団芦屋海洋センター施設等無償譲渡契約」を締結しているので譲渡条件を履行すること。

イ B&G財団から利用状況の月次報告、調査及び資料等の提出依頼があったときは、B&G財団が指定する方法（情報ネットワークシステム）により定期的に報告すること。

ウ 海洋性レクリエーション指導員養成研修等へ職員を派遣すること。

エ B&G財団が実施する各種事業等に協力すること。

(9) その他

本施設管理運営に関して、教育委員会が必要と認める業務

※閉場中の業務内容についてはこの限りではない。（詳細については別途協議する。）

8 管理運営上の留意事項

(1) 芦屋市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例、芦屋市都市公園条例、同施行規則、朝日ヶ丘公園水泳プール及び海浜公園水泳プールの管理運営に関する要綱及び兵庫県が定める遊泳用プール指導要綱を遵守すること。

(2) 労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法及び消防法その他関係法令の規定を遵守すること。

(3) 業務の履行に際して入手した個人情報及びデータの管理に当たり、芦屋市個人情報保護条例及び情報公開条例の趣旨を踏まえ、適切な管理を行うこと。

(4) 本要項、協定、市の指示等は遵守すること。

(5) 市の施策、事業には協力すること。

(6) 指定期間中、市が行う調査等について協力すること。

(7) 他業者へ施設の管理業務全体を再委託してはならない。

(8) 許可なく施設の改造をしてはならない。

(9) 施設の事務所を指定管理者の事務所として使用してはならない。

(10) 施設を施設の目的外に使用する場合(自動販売機の設置等)は、市の許可を受け、市に所定の使用料を納付すること。

(11) 職員が基本的人権について正しい認識をもって業務の遂行をするよう、適切な研修を実施すること。

(12) 指定管理者となることに起因して、管理することとなる施設、付帯する備品等及び発生する収益等へ賦課された税の納税義務者となる可能性があるため、必要に応じて国税・地方税各税の所管官庁へ確認しておくこと。

9 申請に必要な資格

法人又は団体（以下「法人等」という。）が対象で、法人格の有無は問いません。ただし、個人は対象となりません。

(1) 単独の法人等で申請する場合

次の条件のすべてに該当しなければならない。

ア 兵庫県又は大阪府内に本社・支社・営業所等の事業所があること。

イ スポーツ施設の運営実績、公共施設の運営実績又はこれに準ずる運営実績を有していること。（ただし、施設の維持管理業務のみの実績は除く。）

(2) 複数の法人等による連合体（以下「連合体」という。）で申請する場合は、次の条件のすべてに該当しなければならない。

ア 連合体を構成する法人等(以下「連合体構成法人等」という。)の数は2以上とし、それら連合体構成法人等の中から代表する法人等を選出しなければならない。

イ 連合体構成法人等のいずれも上記(1)のアの条件を満たすこと。

ウ 連合体構成法人等のいずれかが上記(1)のイの条件を満たすこと。

※単独で海浜公園水泳プール指定管理者の申請をする法人等は、本申請に係る連合体構成法人等になることはできない。また、本申請に係る2以上の連合体構成法人等になることができない。

(3) 欠格事項

次に該当する法人等は、応募することができません。

ア 地方自治体法施行令第167条の4の規定に該当する者

イ 応募書類提出時点において、本市の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止等措置を受けている者

ウ 連合体構成法人等又はその代表が、指定暴力団の構成員、又は指定管理者としてふさわしくない者

エ 法人税、消費税、地方消費税、県税及び市町村税を滞納している者

オ 本指定管理者の選定を行う選定委員の属する法人等

10 職員の配置

利用者の安全確保を最優先に、必要な資格者及び経験者等、適正な職員を配置するとともに、利用者本位の運営を行い、常にサービスの向上に努めなければなりません。

(1) B&G財団の配置条件

本施設には、B&G財団海洋性レクリエーション指導員規程によるB&G海性レクリエーション指導員（アクア・インストラクター2名以上、インストラクター又はリーダー4名以上）の資格を有する職員を配置すること。配置が困難な場合は、教育委員会と協議の上、早期に職員に資格を取得させること。なお、アクア・インストラクターは常勤とする。

(2) 総括責任者の配置

公共の福祉と健康づくりに関して見識を有するとともに、経営能力を備え、類似するスポーツ施設の管理運営の実績がある者を1名配置すること。

(3) プールの職員配置

ア 全般的な監督・調整の任に当たり、水泳技術に熟練し、業務遂行上必要な知識を有している主任責任者を1名配置すること。

イ プールの監視業務に従事する者は、水泳技術に熟練し、業務遂行上必要な知識を有した者であること。
※(2)(3)は兼務できるものとする。

11 リスクへの対応

指定期間内における主なリスク負担については、下記を基本として対応するものとします。

(1) 修繕費

主要な施設・設備機器の修繕については市の負担とする。ただし、施設管理上の瑕疵があるとき及び小規模修繕（原則30万円以下）については指定管理者の負担とする。

什器・備品等の修繕については指定管理者の負担とする。

(2) 備品

現在、市が配置している備品類は、原状有姿にて指定管理者に無償貸与する。

配置している備品類以外で、指定管理者が必要とするものは、指定管理者で調達すること。

備品のメンテナンス、修理費用は指定管理者の負担となる。

(3) 災害対応

災害が発生したときは、芦屋市災害対策本部の指示に基づき、適切に対応できるよう指定管理者は適切な体制を整備すること。

また、常日頃から危機管理に努め、少なくとも年1回は利用者とともに計画的に避難訓練及び防災訓練

を行うこと。

(4) 損害賠償

指定管理者は、管理上の瑕疵による事故に対応するため、リスクに応じた保険に加入すること。

(5) 不可抗力

市は、指定管理者に対して自然災害（地震・台風等）による休業補償は行わない。

(6) 運営リスク

市は、施設・機器の不備又は施設管理上の瑕疵並びに火災等事故による臨時休館等に伴う補償は行わない。

12 申請の手続等

(1) 申請に必要な書類（必要書類一覧参照）

申請に当たっては、次の順こととして正本1部、副本10部（副は複写でも可）及び申請様式（様式2-1）から（様式3-8）、（様式5）については電子データで提出すること。なお、電子媒体は、CD-Rで提出すること。

ア 海浜公園プール指定管理者指定申請書（単独の法人等は様式1-1、連合体は様式1-2）

イ 連合体結成に係る協定書又はこれに相当する書類（様式は任意）

ウ 法人の概要が分かるもの（様式2-1から2-2まで）

エ 指定申請の日の属する事業年度における法人等の事業計画書及び収支予算書

オ 役員の名簿及び履歴書

カ 定款又は寄附行為及び登記簿謄本（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）

キ 印鑑証明書

ク 直近3年分の法人等の法人税申告書の写し、貸借対照表、事業報告書及び収支計算書又は損益計算書（会計監査人又は監査役会により監査を受けた場合、その監査報告書）

ケ 法人税、消費税、地方消費税、県税及び市町村税の納税証明書（直近1年分）

コ 施設の管理運営に関する事業計画書（様式3-1から3-8まで）

※本施設は、指定管理期間中に大規模施設整備改修工事を予定しているため、これを踏まえ、次の事柄に留意して事業及び収支計画を作成すること。

・大規模施設整備改修工事期間中の収益については見込めない。

・この工事により空調機器、機械設備及び施設設備を全面改修するため、高熱費の大幅なコスト削減、小規模メンテナンス等の縮減が見込まれる。

※参考：平成24年度実績（電気使用料615万円、ガス使用料633万円） \times $\frac{\text{縮減率}}{\text{コスト削減見込額}} = 99.84$ 万円

（小規模修繕費245万円）

・収支計画については、平成26年度の消費税相当額は8%、平成27年度以降は10%として積算すること。

(ア) 指定の期間内における当該施設の管理運営業務に関する各年度の事業計画書及び収支計画書

各年度につき修繕積立金500万円を下限として市への納付可能な額を収支計画書の提示額の欄（様式3-2）に記載すること。ただし、平成26年度については、416万円を下限とする。

(イ) 自主事業の計画

(ウ) 人員の配置計画やローテーション計画

- (エ) 配置する職員に対する研修計画
- (オ) 集客促進策
- (カ) 災害や事故発生時の連絡体制などの危機管理対策
- (キ) その他の提案（任意提出）

サ 行政処分等の確認書（様式4）

シ パンフレット等、組織、運営及び事業概要が分かるもの。

※提案内容の実施については、指定管理者と選定された場合、改めて協議することとする。

(2) 要項等の交付

ア 交付期間

平成25年9月2日（月）から平成25年9月13日（金）まで
（土曜日及び日曜日を除く。）

イ 交付時間

午前9時から午後5時30分まで（正午から午後0時45分までを除く。）の執務時間中

ウ 交付場所

芦屋市教育委員会 社会教育部 スポーツ推進課

芦屋市川西町15番3号 芦屋市立体育館・青少年センター2階

※必ず来館の上、受付票を記入し、要項を受け取ること。

(3) 現地説明会

平成25年9月13日（金）午後1時30分から海浜公園水泳プール内エントランスで現地説明会を行う。

(4) 申請書等の受付

ア 受付期間

平成25年9月24日（火）から平成25年10月4日（金）まで
（土曜日及び日曜日を除く。）

イ 受付時間

午前9時から午後5時30分まで（正午から午後0時45分を除く。）の執務時間中

ウ 受付場所

芦屋市教育委員会社会教育部スポーツ推進課

芦屋市川西町15番3号 芦屋市立体育館・青少年センター2階

※申請書等は必ず持参すること。

※申請に要する経費については、申請者の負担とする。

※本市が必要と認めるときは、期間を定めて追加書類の提出を求めることがある。

※提出された書類は、いかなる理由があっても返却しないものとする。

13 質問及び質問に対する回答

(1) 質問の方法

要項の受領時に質問の回答を希望されるかどうか受付票に明記すること。

質問の要旨を簡潔にまとめ、海浜公園水泳プール指定管理者指定申請に関する質問票（様式4）を持参するか、又はファックス（0797-22-1633）で送信すること。なお、ファックス送信の場合は、必ず送信できているか確認の電話（0797-22-7910）を入れること。

(2) 質問の受付期間

平成25年9月2日（月）から平成25年9月17日（火）まで

（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

午前9時から午後5時30分まで（正午から午後0時45分を除く。）の執務時間中

(3) 質問の受付場所

〒659-0072 芦屋市川西町15番3号 芦屋市立体育館・青少年センター2階

芦屋市教育委員会社会教育部スポーツ推進課

(4) 質問に対する回答の方法

質問の都度、適時ファックスで回答する。最終回答は、平成25年9月20日（金）までに行うものとする。

なお、質問内容が法人等独自の提案に係ると本市で判断されるものについては、当該法人等のみに回答し、それ以外については事前に希望のあった者全てに回答することとする。

14 指定管理予定者選定の基準等

(1) 選定方法

芦屋市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の規定に基づき、芦屋市指定管理者選定委員会で、書類審査及び面接審査により候補者を選定する。

(2) 面接審査

書類審査の結果、必要に応じて面接審査を実施する。面接を実施する法人等（連合体を含む。）には、日時、場所、出席人数等について後日連絡するものとする。

(3) 選定基準

選定委員会は、次の基準を基本に、公平かつ適性に審査し、選定を行う。

ア 事業計画書によるプール運営が市民の平等利用を確保することができるものであること。

イ 利用者の安全を確保するための措置が講じられていること。

ウ 施設の目的に照らし、施設の効用を最大限に発揮するとともに、施設の管理経費の縮減が図られるものであること。

エ 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

(4) 選定結果

応募のあった法人等（連合体を含む。）に、文書で選定結果を通知し、また、ホームページでも公開を行う。

15 指定及び協定の締結等

(1) 指定手続

選定を受けた法人等については、地方自治法の規定に基づき、市議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。

(2) 協定の締結

指定管理者に指定された法人等は、芦屋市と協議の上、基本協定及び年度協定を締結するものとする。

(3) 管理運営費

指定管理者となった法人等は、施設管理運営費の収支に見込まれる利益について、各年度ごとの成果報酬として指定管理応募の際に、市に提示した額を当該年度の翌年度5月末日（金融機関営業日）まで

の収入となるよう、市に納入するものとする。

16 留意事項

(1) 選定審査対象からの除外

次の要件に該当する場合については失格とし、審査の対象から除外するものとする。

また、連合体で申請する場合においては、連合体構成法人等が次の要件に該当する場合は、連合体による申請を失格とする。

- ア 提出書類に虚偽の記載があった場合
- イ この要項に違反又は著しく逸脱した場合
- ウ 提出期間内に提出書類等が提出されなかった場合
- エ その他不正行為があった場合

(2) 指定の取消し

市長が、管理業務等を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消す場合がある。

この場合、指定管理者の損害に対して市は賠償しないものとする。また、取消しに伴う芦屋市の損害について、指定管理者に損害賠償を請求することがある。

(3) 引継ぎの協力

指定管理者期間終了又は指定取消しにより、次期指定管理者に業務を引き継ぐ場合には、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等について提供するものとする。

17 問い合わせ先

〒659-0072 芦屋市川西町15番3号 芦屋市立体育館・青少年センター2階

芦屋市教育委員会社会教育部スポーツ推進課 TEL (0797)22-7910 FAX (0797)22-1633

Eメールアドレス sport@city.ashiya.lg.jp

海浜公園有料公園施設 指定管理者応募団体一覧表

申請者	特定非営利活動法人 芦屋水練学校	公益財団法人 尼崎市スポーツ振興事業団	OGS・エスキューブ・NBS 芦屋海浜公園水泳プール共同事業体		
代表者	理事長 井上 治己	理事長 村山 保夫	株式会社オージースポーツ 代表取締役社長 新家谷 隆夫		
構成員	同上	同上	株式会社 オージースポーツ	株式会社 エスキューブ	日本ビルサービス 株式会社 大阪支店
所在地	兵庫県芦屋市船戸町3-25 ラインビル 芦屋船戸303	兵庫県尼崎市西長洲町1丁目4番1号	大阪府大阪市 中央区備後町 3丁目6番14号	大阪府大阪市 北区本庄西 2丁目5番17号 福田ビル3F	大阪市北区 天満橋 1丁目8番30号
設立年月日	平成16年4月	昭和58年1月	昭和56年8月	平成14年1月	昭和32年7月
資本金	0円	120,000千円	100,000千円	4,000千円	90,000千円
従業員数	11名	165名	1,920名	98名	1,849名
主な業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・夏季水練学校の開催事業 ・公営プール場の管理運営業務受託事業 ・各種児童教育施設への指導者派遣事業 ・各種水泳教室の開催事業 ・水泳大会等の開催事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育施設等管理運営事業 ①尼崎市立社会体育施設, ②尼崎市記念公園施設, ③尼崎市立青少年いこいの家, ④猪名川町スポーツ施設 ⑤尼崎市立中央地区会館 ・スポーツ教室等開催事業 ①サルススミングスクール, ②サルススポーツ教室・健康づくり教室 ③レインボーフィットネス・スポーツスクール ④イナホー・スポーツスクール・リフレッシュプログラム, ⑤指導者派遣等事業, ⑥トレーニング指導等事業 ⑦市立尼崎高等学校トレーニング指導事業, ⑧スポーツのまち尼崎促進事業, ⑨「スポーツのまち尼崎」フェスティバル, ⑩自然体験活動事業, ⑪シティスポーツクラブ尼崎の運営 ・ASPFスポーツのまち尼崎振興基金事業 ①住民参加型スポーツ促進事業, ②スポーツを通じた国際交流・施設利用促進のための助成事業, ③スマイル健康事業の開催, ④スポーツ指導者講習会, ⑤スポーツ情報収集提供事業, ⑥競技力向上等助成事業 ・その他の事業 ①スポーツ調査研究, ②いきいきヘルスアップ, ③スミングスクール記録会兼泳力検定会, ④サンピックまつり, ⑤ASPFマスターズ水泳競技会, ⑥スマイル・オン・ステージ, ⑦健康づくり教室交流戦 	<ul style="list-style-type: none"> ・フィットネスクラブ・テニスクラブ・スミングスクール・サッカースクール 『コ・ス・パ』の運営 ・公共スポーツ施設の受託運営や指定管理運営並びにコンサルティング 	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ施設の運営及び指導受託業務 ・指導者の育成及び人材養成 ・スポーツ施設の経営・施設管理・指導のコンサルティング ・スポーツイベントの企画 ・スポーツ用品・教材の製作及び販売 	<ul style="list-style-type: none"> ・設備管理 日常運転管理・集中管理システムによる無人管理 ・設備機器定期保守 法定点検・自主点検・法定検査 ・保安警備 防災管理・防犯管理 ・駐車場管理 車両管理・監視・売上管理・経営並びに管理
			<ul style="list-style-type: none"> ・清掃管理 日常清掃・定期清掃・特別清掃・廃棄物処理 ・環境衛生管理 給排水衛生設備・法定検査・空気環境測定 ・庭園管理 植栽定期管理 ・マネジメント 企画運営・収支管理・テナント管理・対外折衝 ・コンサルティング 事業計画・ビル管理・ビル運営 ・関連業務 清掃消耗品・ビル備品・ビル改装・その他付帯業務 		

海浜公園有料公園施設 指定管理者応募団体一覧表

申請者	スポーツクラブNAS株式会社	ビバ・オリックスグループ		株式会社 明治スポーツプラザ
代表者	代表取締役 柴山 良成	株式会社ビバ 代表取締役 小森 敏史		代表取締役 後藤 聖治
構成員	同上	株式会社ビバ	オリックス・ファシリティーズ株式会社	同上
所在地	東京都江東区有明3-7-18 有明セントラルタワー8F (担当事業所:大阪府大阪市西区阿波座1-5-16 大和ビル1F)	京都府京都市下京区烏丸通 仏光寺下る大政所町680番地1 (担当事業所:大阪府枚方市 甲斐田町2-15)	京都府京都市下京区大宮通 仏光寺下る五坊大宮町99 (担当事業所:大阪府大阪市中央 区西心斎橋2-2-3ORE心斎橋ビル)	神奈川県川崎市幸区堀川町580番地 ソリッドスクエア西館5F (担当事業所:大阪府高槻市朝日町1-5)
設立年月日	昭和47年9月	昭和48年4月13日	昭和45年2月	平成2年7月
資本金	100,000千円	30,000千円	857,500千円	1,375,000千円
従業員数	426名	正社員43名 パートナー社員219名	971名	1,231名
主な業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツクラブ、テニスクラブ、各種スクール(スイム、テニス、ゴルフなど)の運営管理及び一切のコンサルタント ・社会体育活動に関する情報の収集・研究・広報・出版活動 ・社会体育指導者の養成及び派遣 ・体育用具及び用品の開発・販売 ・各種スポーツの催し物、講習会の企画、運営 	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツクラブ事業 ・指定管理者事業 ・業務受託・派遣事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物および関連設備ならびに医療・教育・娯楽施設等の総合管理に関する一切の管理 ・警備業法に基づく警備業に関する業務 ・建築物等の設計、施工管理等に関する業務 ・不動産の開発・売買・賃貸借・仲介および管理に関する業務 ・労働者派遣法に基づく労働者派遣事業 ・PFI事業、指定管理者制度による業務および融資ならびに経営指導 ・高圧電気設備保安全管理・点検業務 	<ul style="list-style-type: none"> ・フィットネスクラブ及び子どもスイミングスクール運営 ・フィットネスクラブの運営受託及びコンサルティング ・栄養補助食品、スポーツ用品等の販売

審 査 要 領

1 選定基準等

(1) 選定基準及び配点

別紙「海浜公園水泳プール指定管理者選定基準」のとおり

(2) 配点の考え方

- ① 管理運営の安定性は、海浜公園水泳プールの指定管理者として安定した運営能力を有し、継続して事業を行う能力を有するかを判断するものであり、基本的な審査内容であるため、30点を配点した。
- ②安全への取組みは、海浜公園水泳プールの危機管理体制、事故防止の安全策と適正な職員配置及び職員研修を通じ日常業務の危機管理を重視する施設であるため、90点を配点した。
- ③ 管理運営の取組み方針は、海浜公園水泳プールの実質的な管理運営の取組み内容について審査するものであり、施設の効用を最大限に発揮させるための審査内容であるため、80点を配点した。

2 選定基準の根拠

芦屋市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第4条

3 選定の方法

(1) 第一次選考

行政改革の趣旨や施設の安全対策等、公の施設の管理者としての最低条件として、次の条件のいずれかに該当する団体等は対象外とする。

- ① 単年度の収支計画がマイナスで2千万円を超える団体等
- ② 経営状態について懸念のある団体等
- ③ 安定した管理運営ができる物的・人的能力に懸念のある団体等

(2) 第二次選考

第一次選考を通過した団体等を対象に書類及び面接による審査を行い、その後、海浜公園水泳プール指定管理者選定基準に基づいて指定管理者の候補者を選定する。

4 採点の方法

- (1) 選定委員5人の審査点数の合計によるものとする。(1人200点満点)
- (2) 別紙「海浜公園水泳プール指定管理者選定基準」に基づき審査する。

5 評点について

・10点配点

非常に良い	…	9・10点
良い	…	7・8点
普通	…	5・6点
やや劣っている	…	3・4点
劣っている	…	1・2点

・20点配点

非常に良い	…	17－20点
良い	…	13－16点
普通	…	9－12点
やや劣っている	…	5－8点
劣っている	…	1－4点

・30点配点

非常に良い	…	25－30点
良い	…	19－24点
普通	…	13－18点
やや劣っている	…	7－12点
劣っている	…	1－6点

採点集計表

審査項目及び審査基準	配点ウエイト (点)	A					スポーツクラブNAS 株式会社					B					OGS・エスケープ・NBS 芦屋海浜公園水泳 プール共同事業体					C					D										
		計	ア	イ	ウ	エ	オ	計	ア	イ	ウ	エ	オ	計	ア	イ	ウ	エ	オ	計	ア	イ	ウ	エ	オ	計	ア	イ	ウ	エ	オ						
1. 管理運営の安定性	30	72	13	11	19	15	14	118	24	29	21	24	20	116	24	20	22	24	26	129	24	29	22	24	30	113	23	24	20	24	22	110	19	20	23	24	24
(1) 規模・財務状況	10	22	5	3	5	5	4	41	8	10	7	8	8	42	8	8	8	8	10	44	8	10	8	8	10	39	7	8	6	8	10	36	7	6	7	8	8
① 継続的な管理運営を安定して行う物的能力を有しているか。																																					
(2) 従業員数等	20	50	8	8	14	10	10	77	16	19	14	16	12	74	16	12	14	16	16	85	16	19	14	16	20	74	16	16	14	16	12	74	12	14	16	16	16
① 継続的な管理運営を安定して行う人的能力を有しているか。																																					
② スポーツ施設又は公共施設の運営に関する知識、経験等があるか。																																					
2. 安全への取組み	90	246	52	50	57	51	36	331	69	82	61	63	56	329	71	66	58	68	66	353	72	83	61	68	69	326	65	75	57	68	61	310	58	74	60	63	55
(1) 危機管理体制	20	50	10	10	15	10	5	75	16	18	16	15	10	86	18	16	16	16	20	89	18	19	16	16	20	73	13	16	16	16	12	77	12	16	16	15	18
① 緊急時や防災におけるマニュアル作成など、体制は十分か。																																					
② 個人情報保護や情報公開制度について十分理解しているか。																																					
(2) 安全対策	30	71	12	15	21	18	5	109	21	26	24	20	18	108	22	23	23	22	18	110	22	26	24	21	17	110	22	24	22	22	20	96	15	24	22	20	15
① 災害時に備え、利用者対象に定期的な避難訓練などの体制が整っているか。																																					
② 利用者の入水における体調の確認、ウォーミングアップやクーリングダウンなど、ルールの徹底等に配慮できているか。																																					
③ 事故防止など安全対策として、施設・設備・用具の安全及び衛生管理(リスクマネジメント)、日常的な点検等の体制が適切であるか。																																					
(3) 人材及び人員配置	20	60	15	10	14	11	10	79	16	19	14	14	16	64	14	12	12	14	12	80	16	19	14	15	16	70	14	16	12	14	14	72	16	16	14	14	12
① 利用者の安全を保つために適切な人員が配置されているか。																																					
② 適正な労働条件が確保されているか。																																					
(4) 職員の研修計画	20	65	15	15	7	12	16	68	16	19	7	14	12	71	17	15	7	16	16	74	16	19	7	16	16	73	16	19	7	16	15	65	15	18	8	14	10
① 予防、危機対応等の研修体制ができているか。																																					
② 研修では、応急対応や災害対策、安全管理など、職員の知識、技術の向上を図る内容であるか。																																					
3. 管理運営の取組み方針	80	243	58	33	56	52	44	312	62	75	58	59	58	299	59	58	56	56	70	322	64	77	62	55	64	296	59	70	56	55	56	313	62	70	57	56	68
(1) 運営方針	30	91	22	15	21	19	14	120	24	28	23	23	22	118	22	22	21	23	30	116	24	29	23	20	20	109	22	28	21	20	18	116	24	28	21	21	22
① 指定管理業務全体の活動目標や計画は、この運営方針を反映した内容となっているか。																																					
② 市民の平等利用を確保しているか。																																					
③ 自主事業のプログラムが年少者、高齢者及び障がい者に配慮し創意工夫した内容となっているか。																																					
(2) 効率的な管理運営及び収支計画	30	94	22	10	21	21	20	112	22	29	21	20	20	106	22	24	21	19	20	123	24	30	25	22	22	107	22	26	21	20	18	117	23	26	23	21	24
① 施設の効用を最大限発揮するとともに、管理運営経費の節減につとめているか。																																					
② 採算の取れる現実的な計画となっているか。																																					
③ 修繕積立金への貢献度は高いか。																																					
(3) 施設の維持管理	10	29	8	4	7	6	4	38	8	9	7	8	6	38	8	6	7	7	10	42	8	9	7	6	12	40	8	8	7	7	10	37	8	8	6	7	8
① 施設・設備の保守管理計画は妥当なものか。																																					
② 効率性のみ重視していないか。																																					
(4) 利用促進計画	10	29	6	4	7	6	6	42	8	9	7	8	10	37	7	6	7	7	10	41	8	9	7	7	10	40	7	8	7	8	10	43	7	8	7	7	14
① 施設の利用促進に関する方針や施策が適切なものか																																					
② 公の施設で実施する自主事業として内容等が適切であるか。																																					
合計点数(200点満点×5委員)	200	561	123	94	132	118	94	761	155	186	140	146	134	744	154	144	136	148	162	804	160	189	145	147	163	735	147	169	133	147	139	733	139	164	140	143	147

平成25年11月1日

芦屋市長 山中 健 様

芦屋市指定管理者選定委員会
委員長 朝沼 晃

芦屋市都市公園海浜公園水泳プール指定管理者の候補者決定について（報告）

標記のことについて厳正に審査した結果、下記のとおり選定したので報告します。

記

- 1 件 名 芦屋市都市公園海浜公園水泳プール指定管理者の候補者
- 2 候補者名
 - (1) 所在地 大阪府中央区備後町3丁目6番14号
 - (2) 法人名 OGS・エスキューブ・NBS
芦屋海浜公園水泳プール共同事業体
 - (3) 代表者名 株式会社オージースポーツ
代表取締役社長 新家谷 隆夫

3 選定理由

芦屋市都市公園海浜公園水泳プール指定管理者の候補者選定基準に基づき、応募者から提出された事業計画書、管理運営経費見積書及び決算報告書等の書類審査並びに面接審査を行い、採点を行った結果、応募者中最高点の804点（1,000点満点）の評価を得られたため、候補者として選定する。

なお、スポーツクラブNAS株式会社は基準点を満たしており次点候補者とする。

以上

芦屋市都市公園海浜公園水泳プール指定管理者の候補者の選定について

芦屋市指定管理者選定委員会において審査した結果、下記のとおり選定する。

平成25年11月1日

委員長 朝沼 晃

副委員長 岡田 明

委員 遠藤 尚秀

委員 高原 利栄子

委員 比嘉 悟

記

- 1 件 名 芦屋市都市公園海浜公園水泳プール指定管理者の候補者
- 2 候補者名
 - (1) 所在地 大阪府中央区備後町3丁目6番14号
 - (2) 法人名 OGS・エスキューブ・NBS
芦屋海浜公園水泳プール共同事業体
 - (3) 代表者名 株式会社オージースポーツ
代表取締役社長 新家谷 隆夫

3 選定理由

芦屋市都市公園海浜公園水泳プール指定管理者の候補者選定基準に基づき、応募者から提出された事業計画書、管理運営経費見積書及び決算報告書等の書類審査並びに面接審査を行い、採点を行った結果、応募者中最高点の804点（1,000点満点）の評価を得られたため、候補者として選定する。

なお、スポーツクラブNAS株式会社は基準点を満たしており次点候補者とする。

以上